

# 入札説明書

上牧町共同浴場解体撤去工事

一般08・総01号

令和8年4月

上牧町 総務部 総務課

# 入札説明書

上牧町が執行する建設工事に係る入札公告に基づく事前審査型一般競争入札総合評価落札方式(簡易Ⅰ型)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札及び一般競争入札参加資格確認申請書等に疑義がある場合は、下記14(1)に揚げる者、仕様書等に疑義がある場合は、下記14(2)に揚げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和8年4月1日(水)

2 競争入札に付する事項

(1) 工事名

上牧町共同浴場解体撤去工事

(2) その他詳細については、発注仕様書によります。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(直近のもの。以下「経営事項審査」という。)について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から開札の日までの期間に、上牧町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による指名停止措置(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の(ア)又は(イ)に該当しないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(2) 配置予定技術者の資格

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事業	<p>&lt;監理技術者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級土木施工管理技士 ※1</li> <li>・ 1級建築施工管理技士 ※1</li> <li>・ 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設)) ※2</li> <li>・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事                に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</li> </ul> <p>&lt;主任技術者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監理技術者の資格のいずれか</li> <li>・ 2級土木施工管理技士(土木) ※1</li> <li>・ 2級建築施工管理技士(建築又は躯体) ※1</li> <li>・ とび技能士(1級)</li> <li>・ とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 登録解体工事試験</li> <li>・ 大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</li> <li>・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</li> <li>・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者</li> </ul>
--	---

※1 平成 27 年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。

※2 解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。

注：「10 年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、対応する工事業種に関して延べ 120 か月以上の工事経験が必要です。他の業務(営業担当など)に従事していた場合は、その期間を除いて延べ 120 か月の工事経験が必要になります。

#### 4 一般競争入札参加資格確認申請書の作成・提出について

- (1) この工事の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。）を次の表により提出してください。

対象書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）</li> <li>・上記様式に添付すべき書類</li> </ul>
提出方法	持参又は書留郵便による
提出先	〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧 3350 番地 上牧町役場 総務部 総務課 総務管財係 <u>令和 8 年 4 月 9 日（木）までに到着したもののみ有効</u>
費用	作成・提出にかかる費用は申請者負担

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会は実施しません。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書等により資格があることの確認をした結果を令和 8 年 4 月 13 日（月）までに F A X にて通知するものとし、後日、一般競争入札参加資格確認通知書を郵便にて通知いたします。

(4) その他

- ア 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。
- ウ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。

5 技術提案書に関する事項

(1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

ア 施工計画について

入札公告第5に記載のとおり

イ 企業の施工実績等について

㊦ 表彰

過去5か年度の間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限り。）における国土交通省近畿地方整備局の一般土木工事等（空港港湾関係を除きます。）に対する優良工事等施工者（工事請負業者）表彰（局長、事務所長）、優良工事等施工者（技術開発）表彰、優良工事等施工者（安全対策）表彰、優良工事等施工者（イメージアップ）表彰及び公共構造物品質コンテストの表彰又は奈良県の一般土木工事等に対する優良工事等施工者（工事請負業者）表彰（県土マネジメント部長、土木事務所長等）の有無。

㊧ ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得

本社、工場等当該工事関係部署のすべてにおけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ認証取得の有無。

㊨ 配置予定技術者の実績又は専任補助者（現場代理人）の実績

国、奈良県、上牧町、その他の地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令（平成13年政令第34号）第1条の規定による法人又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が上牧町で確認できるものに限り。）以下同じ。又はその他の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した同種工事（入札公告第6に記載しているもの）であって、過去15年間（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に元請（共同企業体の構成員として請け負った工事を含みます。）の監理技術者、主任技術者又は専任補助者（現場代理人として配置され

たときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限ります。)として、完成・引渡しが完了した工事についての施工経験の有無。

㊦ 地域精通度

本店の所在地及び上牧町における過去15年間(平成23年4月1日から令和8年3月31日まで)に完成・引渡しが完了した地域内工事の実績の有無。

㊧ 社会貢献・地域貢献

国、奈良県又は上牧町との間における災害協定締結の有無。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は別紙、落札者決定基準簡易I型(別紙-1)のとおり。

6 技術提案書の作成等

- (1) 技術提案書の提出は、入札公告第3に掲げるとおり簡易書留にて提出期限までに上牧町役場総務部総務課総務管財係に到着するようにしてください。
- (2) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (3) 技術提案書等提出書は【様式総評1】により作成してください。
- (4) 施工計画に係る技術的所見を入札公告第5で指定する様式【様式総評2-②、2-③】に記載してください。各評価項目について、落札者決定基準に定められた提案数まで記載できるものとし、所定の提案数を超える提案が記載されている場合は、当該項目のすべての提案を評価対象外とします。
- (5) 過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限ります。)に国土交通省近畿地方整備局及び奈良県から受けた一般土木工事等(空港港湾関係を除きます。)に対する表彰の有無、並びに当該表彰を受けている場合は、表彰名、表彰者名及び表彰年月日を【様式総評3】に記載のうえ、表彰を受けた工事の内容が的確に判断できる資料(表彰状の写し又は当該機関からのそれを証明するもの)を添付してください。工事内容が不明なものについては、CORINS登録内容確認書等の写し等も添付してください。対象となる表彰は、元請(共同企業体の構成員として請け負った工事を含みます。)として完成・引渡が完了した国土交通省近畿地方整備局所掌の工事(空港港湾関係を除きます。)に係る優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(局長、事務所長)、優良工事等施工者(技術開発)表彰、優良工事等施工者(安全対策)表彰、優良工事等施工者(イメージアップ)表彰及び公共構造物品質コンテストの表彰、又は奈良県の工事に係る優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(県土マネジメント部長、土木事務所長等)です。
- (6) 本社、工場及び本町との契約先となる支店・営業所等、当該工事関係部署のすべて

について、この工事の公告日時点におけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得の有無、並びに当該ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの登録日等を、【様式総評4】に記載のうえ、当該ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得をしている場合は、認証取得の内容が的確に判断できる資料（ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証の取得に関する登録証・付属書の写し、支店・営業所が認証対象部署であることが確認できる会社組織図等）を添付してください。

(7) 配置予定技術者等について、【様式総評5】に記載してください。

評価対象となる配置予定技術者（又は専任補助者）について、国、奈良県、上牧町、その他の地方公共団体、特殊法人等又はその他の公共法人が発注した同種工事であって、過去15年間（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に元請（建設工事共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人として配置された時に既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限ります。）として、完成・引渡しが完了した工事についての施工経験の有無、及び施工経験がある場合は当該工事の概要を記載してください。

なお、現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とし、資格を有しながら工期の完了日から遡って工期全体の2分の1以上の期間従事し、完成・引渡しが完了した場合とします。

当該施工経験がある場合は、同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料（コリンズ竣工登録（登録内容確認書（工事実績））の全て（登録内容確認書がない場合や登録内容確認書の記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、金抜設計書、図面（表題欄に記載があるものに限ります。）、施工計画書、現場組織図の写し等（いずれの資料も、変更している場合は最終のものに限ります。）で、施工年度、事業名、路線河川名、工区名、工事番号など同一工事の関連資料であると確認できるもの））を添付してください。

また、現場代理人としての実績を記載する場合は、同種工事の監理技術者になりうる資格を有しながら、現場代理人を務めたと判断できる必要最低限の資料（監理技術者資格者証等の写し）を添付してください。

なお、配置予定技術者に同種工事の施工実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人（現場常駐）で配置する場合、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば、専任補助者（実績ある現場代理人）を評価対象とすることができます。その場合は、配置予定技術者の氏名及び年齢を【様式総評5】に記載

載するとともに、専任補助者の氏名及び評価の対象となる同種工事の概要を記載し、その工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料を添付してください。

また、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置予定技術者を配置し、同種工事の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置する場合は、配置予定技術者の氏名及び年齢が満45歳以下であることが的確に確認できる資料（監理技術者資格者証、運転免許証、健康保険証等）の写しを添付してください。

なお、一般競争入札参加資格確認資料様式3で提出する配置予定技術者については、【様式総評5】で提出する配置予定技術者と同一の技術者でなければなりません。また、専任補助者を伴う配置技術者を配置する場合は、一般競争入札参加資格確認資料様式3で提出する現場代理人については、【様式総評5】で提出する専任補助者と同一の技術者でなければなりません。

また、配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者（現場代理人）の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者（専任補助者制度を活用しない場合）又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければなりません。

ただし、専任補助者制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告時点で満45歳以下の配置技術者を配置してください。

満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者（現場代理人）が配置技術者を兼務してください。

- (8) 本店の所在地及び、国、奈良県又は上牧町が発注した施工場所が上牧町内の工事であって、元請（共同企業体の構成員として請け負った工事を含みます。）として過去15年間（平成23年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成・引渡が完了した工事の実績の有無を【様式総評6】に記載のうえ、その工事の概要等が的確に判断できる必要最低限の資料（CORINS 竣工登録工事カルテ受領書等（ない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、図面の写し等））を添付してください。
- (9) 国、奈良県又は上牧町との間の、この工事の公告日時点における災害協定の締結の有無について、【様式総評7】に記載のうえ、当該協定が締結されている場合は、災害協定の締結が的確に判断できる資料（協定書の写し等）を添付してください。入札参加者の所属する団体組織が国、奈良県、又は上牧町と災害協定を締結している場合は、当該団体組織が発行する証明書（入札参加者がこの工事の公告日時点で当該団体組織に所属している旨の証明書等）も併せて添付してください。
- (10) その他
- ア 提出された技術提案書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
  - イ 提出された技術提案書等は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等の提出期限以降における再提出は認めません。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

## 7 入札の手続

- (1) 入札書は、入札公告第3（入札書・見積根拠資料の提出）により書留郵便にて提出期限までに上牧町役場総務部総務課総務管財係に到着するようにしてください。
- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（千円止め）を入札書に記載してください。
- (4) 入札書に記載する金額は技術提案書で提案された内容を反映していなければなりません。

## 8 見積根拠資料に関する事項

- (1) 見積根拠資料は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、工事場所並びに所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載することが必要です。
- (2) 見積根拠資料は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
  - ア 見積根拠資料（工事内訳書）を提出しない場合
  - イ 見積根拠資料の「見積金額（税抜き）」欄に記載される額が、「入札書」に記載されている額と一致していない場合
  - ウ 見積根拠資料の各計及び合計が正しくない場合
  - エ 各項目の金額を記載していない場合
  - オ その他記載内容に不備がある場合

## 9 技術者の配置

落札者は入札公告第2の5及び入札説明書3の(2)に定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りです。

## 1 0 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2及び入札説明書3に定める一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等が適正でない者のした入札
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 技術提案書が適正でない者のした入札
- (5) 本町により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2及び入札説明書3に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

## 1 1 落札候補者の決定方法等

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。くじを辞退することはできません。

ただし、落札候補者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により一時保留し、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会の議を経たうえで、落札候補者を決定します。

## 1 2 契約の不締結

落札決定後、仮契約又は本契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してるとき。
- (4) 落札者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本町が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 落札した者が一般競争入札参加資格の制限又は指名停止を受けたとき。

### 1 3 契約の解除

仮契約又は本契約締結後、契約者について12の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本町に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

### 1 4 問い合わせ先等

#### (1) 入札及び一般競争入札参加資格確認申請書等

〒639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

上牧町 総務部 総務課 総務管財係

電 話：0745-76-1001（内線208）

FAX：0745-76-1002

E-Mail [soumu@town.kanmaki.lg.jp](mailto:soumu@town.kanmaki.lg.jp)

(2) 仕様書の疑義及び契約を担当する部課等

〒639-0214 北葛城郡上牧町大字上牧3245番地の1

上牧町 健康福祉部 福祉課

電話：0745-43-5031（直通）

FAX：0745-76-1196

E-Mail [fukusi@town.kanmaki.lg.jp](mailto:fukusi@town.kanmaki.lg.jp)